



# くすい箱

発行

桐生厚生総合病院 薬剤部

発行責任者 河井 利恵子

編集担当者 小島 強

大手 直樹

## 第 56 回目のテーマは、“スポーツとドーピングについて”です。

はじめに

オリンピックや国際競技大会などが行われると時々ニュースなどで、スポーツ選手のドーピングによる失格や出場停止、メダル剥奪などの話題が上ります。その中で、本人が意図せずにドーピング行為をしてしまう話も耳にします。今回はドーピングの歴史、ドーピングとは何か？アンチ・ドーピングとは何か？ドーピング薬物に当てはまる薬物は絶対に服用できないのか、についてお話したいと思います。

### ドーピングとは何か？

ドーピングとは「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことです。禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちですが、それだけではありません。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」や、それらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。

### スポーツとドーピングの歴史

ドーピングが初めて行われたのは、1865年オランダのアムステルダム運河で開催された水泳競技大会と言われています。1886年に開催されたボルドー・パリ間自転車レースでは、ドーピングによる初の死亡例も報告されています。

その後、1970～1980年代にはドーピングが蔓延し、さまざまな競技種目において競技力向上を意図した薬物の使用が広がっていったといわれています。残念ながら、当時、そのような事実が認識されていたにもかかわらず、薬物使用の問題に対して世界的な取り組みはなされていませんでした。



### アンチ・ドーピングとは何か？

ドーピングの種類も使用する競技者も非常に多くなり、急速にスポーツ界に広まっていきました。しかし、このような状況に危機感を持ったスポーツ関係者も徐々に現れ始め、ヨーロッパを中心に、ドーピングに反対する機運が高まりました。アンチ・ドーピングとは、ドーピング行為に反対し、スポーツがスポーツとして成り立つための、教育・啓発や検査といった様々な活動のことです。スポーツに参加するというアスリートの権利を守り、スポーツの価値そのものを守るための活動です。そのため、アスリートだけではなく全ての人々が関わり、促進していくべき活動でもあります。



## 世界的なアンチ・ドーピングの動向

スポーツは、そもそも、その参加者がフェア（公正）でなければ成り立ちません。フェアでクリーンなスポーツを守り、スポーツを世界共通の文化として発展させていくために、競技種目や国・地域の違いを超えて、統一したアンチ・ドーピングルールが求められるようになり、1999年に「世界アンチ・ドーピング機構（WADA）」が設立され、日本においても2001年に日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が設立されました。

さらにドーピング問題は社会全体で取り組むという強い姿勢が世界規模で打ち出され、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）により「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」も発効され、今やドーピング問題はもはやスポーツ界だけでなく、社会全体で取り組むべき問題として位置づけられています。



## 知らないうちにドーピング

禁止薬物には風邪薬や漢方薬、サプリメント等にも入っていることがあり、本人が知らないうちにドーピングを行っていたという場合もあります。

市販の風邪薬には、成分に麻黄<sup>まおう</sup>という生薬を含むものがあります。麻黄は禁止物質（特定物質）であるエフェドリンやメチルエフェドリンを成分として含んでいるため、競技会前や競技会期間中は服用してはいけません。

次に、医療機関で処方される健胃消化剤「SM散」や「KM散」は、丁子<sup>ちようじ</sup>という生薬を含有しています。丁子は禁止物質（特定物質）であるヒゲナミンを成分として含んでいるため、服用はしてはいけません。

この成分が含まれる生薬は、他にも呉茱萸<sup>こしゅうゆ</sup>、附子<sup>ぶし</sup>、細辛<sup>さいしん</sup>、南天実<sup>なんてんじつ</sup>、蓮肉<sup>れんにく</sup>などがありますので漢方薬の服用には注意が必要です。



## ドーピング薬物は絶対に服用できないのか？

アスリートが「病気やケガの適切な治療」を目的として、禁止物質や禁止方法（スポーツで使用を禁止されている物質や方法）を使用する場合には、「特例」として、その使用が認められます。アスリートが必要な書類を準備し、申請書には医師による記述も必要になります。申請されたものが、国際基準の条件を満たしていると判定されたときにはじめて、治療使用特例が認められます。

《参考》東京オリンピック2020 公式HP、日本アンチ・ドーピング機構 HP

**今回は、“一般用医薬品”をテーマに2020年9月発行予定です。**